

令和4年度厚木市総合教育会議第1回会議 会議録

- 1 日 時 令和4年8月30日（火）午後2時から3時30分まで
- 2 場 所 厚木市役所本庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者 小林市長、佐後教育長、杉山教育長職務代理者、森委員、山本委員、宮崎委員
- 4 事務局 政策部長、企画政策課長、福祉部長、こども未来部長、家庭相談課長、教育総務部長、教育総務課長、学校教育部長、学務課長、教育指導課長、社会教育部長
- 5 傍聴人 なし
- 6 案 件
  - (1) 令和4年度総合教育会議について
  - (2) ヤングケアラーに係る実態調査について
- 7 報告事項
  - (1) 通学路の安全対策について
  - (2) 中学校夜間学級について
  - (3) 学校施設の適正規模、適正配置について
- 8 会議資料 別紙のとおり
- 9 会議概要（議事進行：小林市長）
  - (1) 令和4年度総合教育会議について  
今年度の総合教育会議で扱う事項等について、企画政策課長から資料1に基づき説明。

**【企画政策課長】**

（資料1のとおり説明。）

**【各委員】**

(異議なし)

**【小林市長】**

- ・異議なしとして、今年度扱う事項については、資料のとおり進める。

(2) ヤングケアラーに係る実態調査について

令和4年6月1日から6月16日に小学6年生の児童1,972人及び中学2年生の生徒1,824人を対象に行った調査結果について、教育総務課長から資料2に基づき説明。

**【教育総務課長】**

(資料2のとおり説明。)

**【小林市長】**

- ・アンケートの数字に捉われず、様々な切り口から考察する必要がある。

**【杉山委員】**

- ・家庭の中に入り込んだ話題のため、オープンにして相談したい人もいれば、知られたくない人もおり、微妙な問題である。
- ・相談したいと思える子どもが相談できるシステムや体制づくり、相談してもいいと思える周知が出来るといいと思う。
- ・相談窓口の確立や充実も重要。
- ・民生委員や児童委員が情報を得て市に繋がったような事例はあるか。

**【福祉部長】**

- ・民生委員の視点としては高齢者や障がい者への見守りが中心になってしまい、子どもへの関わり方としては登下校の見守り程度。家庭の中への対応には及んでいないと思う。
- ・民生委員としても、大きな声が聞こえてくるなど、外に何かしらの異常を発しているような状況であれば、関わりやすくなるが、そうでないと、なかなか家庭に関わっていくのは難しい。

**【宮崎委員】**

- ・虐待やいじめはあっても、ヤングケアラーの事例というのは、なかなか分かりづらいと思う。

- ・スクールカウンセラーなど既存の仕組みや人材を活用し、ヤングケアラーに対応していくのが良いと思う。
- ・要保護児童対策地域協議会や主任児童委員を活用してヤングケアラーに対応している市町村もある。
- ・文科省も厚労省も新たにプロジェクトチームを立ち上げている。市も横串を刺して連携し、次年度以降の予算や事業に繋げていく必要がある。

#### 【こども未来部長】

- ・要保護児童対策地域協議会でネグレクトとして情報を得た中には、ヤングケアラーと思われる事案も含まれている。子どもに関わる情報を様々なところから集め、要保護児童対策地域協議会で共有し、関連部署を集め支援している。

#### 【宮崎委員】

- ・ヤングケアラーの専門はないが、ネグレクトや虐待にしても指導員が経験を積み、対応しているので、予算を付けて人を育成していく必要がある。

#### 【小林市長】

- ・具体的にどのような人材が適しているのか。

#### 【家庭相談課長】

- ・国では社会福祉士や介護福祉士、保健師などを想定しており、その中で市の現状に合う職を活用していく。
- ・現在、幅広い年齢でヤングケアラーと思われる子どもがいることから、対応を検討していく必要がある。

#### 【杉山委員】

- ・相談窓口は家庭相談課になるのか。

#### 【家庭相談課長】

- ・現状では、子ども視点で考えると、学校か家庭相談課になると思う。

#### 【森委員】

- ・深刻化しないよう、早期に体制を整えることが必要である。

#### 【山本委員】

- ・ヤングケアラーの論文がいくつかあるが、ある教育委員会の人が発表した修士論文では、お手伝いと過剰なお手伝いは異なり、過剰なお手伝いがヤングケアラーになり得るという認識だった。その他にコンサルタント会社が行った2019年のヤングケアラー調査では、ヤングケアラーと認められる48.6%がひとり親と子どもの家庭であった。そう考えると、ヤングケアラーは子どもだけの問題と認識してはいけないと思う。更に、厚木市の調査でもヤングケアラーか分からないという回答が多く、潜在的なヤングケアラーがいる可能性があると思われる。
- ・ヤングケアラーに属する子どもを見つけるほか、相談できる仕組みづくりと同時に支援方法について、時間を掛けて考えて行かなければならないと思う。
- ・ヤングケアラーの問題点として、子どもが子どもらしい時間を持てなくなるのは第一だが、中学生が部活に入れない、悩みを相談できないと孤立する現状が生まれてきていると思う。総合的に支援する仕組みが欲しい。

#### 【小林市長】

- ・ヤングケアラーを探し出す方法は。

#### 【山本委員】

- ・杉山委員や宮崎委員も話されていたが、民生委員や、教員以外でヤングケアラーの視点を持った人の配置が必要。
- ・学力面からのサポートも重要だと思う。
- ・お金の面や人的な面には限りがあると思うが、対応できる仕組みづくりが重要だと思う。

#### 【杉山委員】

- ・学力については、放課後に子どもを集めて勉強を教えたり、生活困窮の子どもに対して福祉事務所の会議室で勉強をみたりしていたと記憶している。子どもにとって不利益がないよう、学校から離れた環境でカバーできる良いと思う。

#### 【福祉部長】

- ・生活困窮世帯の子どもを対象にし、現在もにじいろ教室を実施している。

### 【教育長】

- ・中学生に新生児の面倒をみさせるため、学校を休ませたり、親に障がいがあることにより、子どもが家事をするため、学校を休んだりするケースが今までであった。欠席が増えたり、問題が表面化してきたりすることで、要保護児童対策地域協議会に繋がるケースもあった。今回の調査を受けて、やりたいことがあるができない子どもたちを救ってあげなければならない。アンケートをみると、相談をしていないケースが多く、やりたいことができていない状況は相談するに値することを周知する必要がある。お手伝いをするのは褒められることであるが、その結果、やりたいことができなくなっているのであれば、相談して欲しいし、先生方にもヤングケアラーについて勉強して欲しい。
- ・大人がやるべき仕事を子どもにやらせている点からは、大人の無自覚さもあると思う。子どもへの周知に併せて保護者への教育あるいは市民の理解も進める必要がある。
- ・保護者もSOSを出していいということも周知が必要。

### 【政策部長】

- ・昨年度、ヤングケアラーも含めた、誰一人取り残すことなく孤立を防ぐため、教育委員会、福祉部、こども未来部等で組織する社会的孤立孤独対策及び居場所づくり連絡会を立ち上げた。
- ・今年度は、ヤングケアラーのアンケート調査結果が出ていることから、引き続き、庁内で連携し、検討していきたい。

### 【小林市長】

- ・やらせている親、やらされている子どもという関係からすると、親には相談できないのではないかと思う。そうすると、学校しか救える場はないと思う。
- ・学校と社会的孤立孤独対策及び居場所づくり連絡会が連携して対応していく必要がある。

### 【森委員】

- ・厚木市版の189のような、とりあえず、誰にも知られることなく、電話やメールで相談できる先があると使いやすいと感じる。

### 【小林市長】

- ・189はどこに繋がるのか。

**【こども未来部長】**

- ・厚木児童相談所に繋がる。

**【森委員】**

- ・要保護児童もそうだが、本当に大変になるその手前で救う必要がある。

**【宮崎委員】**

- ・情報を発見するのは教員が早い。教育委員会では、学校訪問をする指導員がいるので、掘り下げて情報を集めてみても良いのではないか。
- ・教員も研修が必要である。
- ・文科省はマニュアルがあるが、市での整備はあるか。

**【福祉部長】**

- ・神奈川県でマニュアルを作っており、既に教職員に配布されている。

**【小林市長】**

- ・形だけではだめで、社会的孤立孤独対策及び居場所づくり連絡会でどこまで対応できるか。

**【企画政策課長】**

- ・ヤングケアラーについても、社会的孤立孤独対策及び居場所づくり連絡会で検討し、対応していきたいと考えている。

(3) 通学路の安全対策について

通学路の安全対策について、教育総務課長から資料3に基づき説明。

**【教育総務課長】**

(資料3に基づき説明。)

**【杉山委員】**

- ・フットマークの設置は市でできるのか。

**【学務課長】**

- ・フットマークについて、市道であれば、市が対応するが、一般国道246号線や県道であれば、横浜国道事務所や神奈川県で対応することになる。

**【小林市長】**

- ・道路には道路管理者と交通規制管理者の2種類がある。
- ・道路管理者では白線とグリーン帯、看板設置のみできる。交通規制は市では設置できないため、要望いただいても塗り直し等の対応ができない状況である。今までも、県警で対応できない場合、市長会から市で塗り直しすると県警に呼び掛けたが、法律上許されないため、できなかった。

**【各委員】**

(意見なし)

(4) 中学校夜間学級について

中学校夜間学級について、教育総務課長から資料に基づき説明。

**【杉山委員】**

- ・全体では何人通っているのか。

**【教育総務課長】**

- ・18人通っている。

(5) 学校施設の適正規模、適正配置について

学校施設の適正規模、適正配置について、教育総務課長から説明。

**【小林市長】**

- ・現在、各地区に出向き、将来の学校の在り方を説明している。総論では同意を得られていても、具体的になると、反対される方も多くなると思う。自治会単位では、学校を無くしたくないという思いもあるが、教員の配置等の問題にも影響するため、論争になり得る。

**【佐後教育長】**

- ・将来推計で明らかになっている内容を地域に説明した上で、どう考えていくべきか、丁寧に説明している。今後、どのような形が将来の子どもたちにとってふさわしいか考えていただきたい。

**【小林市長】**

- ・他に意見はよろしいか。

**【各委員】**  
(意見なし)

**【小林市長】**  
・それでは、案件が全て終了したため、進行を事務局に返す。

**【事務局】**  
・これをもって第1回会議を終了する。

以上